○国土交通省告示第三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西浜沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　静岡県伊豆市八木沢字城山裏及び字中大浦の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三四度五三分三六秒八三三〇	東経一三八度四六分〇八秒六二四二
二点	北緯三四度五三分二六秒二五五五	東経一三八度四六分〇七秒一一二六
三点	北緯三四度五三分二四秒一一三三	東経一三八度四六分〇六秒五五〇八
四点	北緯三四度五三分二三秒〇〇一六	東経一三八度四六分〇四秒〇九六九
五点	北緯三四度五三分二二秒八八四二	東経一三八度四六分〇二秒二二七七
六点	北緯三四度五三分二四秒六五八八	東経一三八度四六分〇〇秒七七三二
七点	北緯三四度五三分三五秒二二七〇	東経一三八度四六分〇一秒九〇六〇
八点	北緯三四度五三分三六秒七三一五	東経一三八度四六分〇二秒一〇七六
九点	北緯三四度五三分三七秒七二五二	東経一三八度四六分〇五秒〇七八五
十点	北緯三四度五三分三七秒四〇九〇	東経一三八度四六分〇六秒八一四四
十一点	北緯三四度五三分三六秒八四四五	東経一三八度四六分〇七秒三三二〇
十二点	北緯三四度五三分三七秒〇六四五	東経一三八度四六分〇八秒五四四一
十三点	北緯三四度五三分三七秒〇七四五	東経一三八度四六分〇八秒六八七八

○国土交通省告示第三百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中村川三
二　砂防法第二条の土地の表示
　大分県佐伯市鶴見大字地松浦字小河内の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三三度五六分三六秒八四七四	東経一三一度五七分二二秒四六九一
二点	北緯三三度五六分三六秒三五六八	東経一三一度五七分二二秒五八五六
三点	北緯三三度五六分三五秒九九七四	東経一三一度五七分二二秒九四九一
四点	北緯三三度五六分三五秒三九三二	東経一三一度五七分二〇秒六〇〇五
五点	北緯三三度二四分二四秒三三三四	東経一三一度一一分四九秒八四九二
六点	北緯三三度二四分二六秒二六七八	東経一三一度一一分四八秒八三五五
七点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分四八秒〇六六四
八点	北緯三三度二四分二七秒七二二〇	東経一三一度一一分四八秒一〇九一
九点	北緯三三度二四分二六秒四一九六	東経一三一度一一分四七秒四七三六六
十点	北緯三三度二四分二五秒八一二八	東経一三一度一一分四七秒四七八五
十一点	北緯三三度二四分二九秒四一九六	東経一三一度一一分四八秒八三八二
十二点	北緯三三度二四分三〇秒〇三八四	東経一三一度一一分五〇秒四六九六
十三点	北緯三三度二四分三一秒三五二五	東経一三一度一一分五〇秒〇七四〇

○国土交通省告示第三百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　樅木上川
二　砂防法第二条の土地の表示
　大分県中津市本耶馬渓町西谷字椴ノ木、字尾越及び字竹ノ上の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千三百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

一点	北緯三三度二四分三一秒三三四〇	東経一三一度一一分五〇秒四〇九四
二点	北緯三三度二四分二九秒八七五三	東経一三一度一一分五〇秒九五七一
三点	北緯三三度二四分二八秒九一一八	東経一三一度一一分四九秒八四九二
四点	北緯三三度二四分二六秒二六七八	東経一三一度一一分四九秒八三五五
五点	北緯三三度二四分二四秒三三三四	東経一三一度一一分四八秒七五九六
六点	北緯三三度二四分二四秒三六四七	東経一三一度一一分四八秒七五二五

○防衛省告示第百七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年四月二十五日次のとおり決定された。

令和七年四月二十八日

防衛大臣　中谷　元

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 複合売店等として追加提供する。

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十四日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

議案送付

四月二十四日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

公益通報者保護法の一部を改正する法律案